

常任委員会の動き ○ 審査概要・活動

総務文教 常任委員会

3 議案 可決
1 請願 不採択

○行田市税条例の一部を改正する条例

問 第29条の3の2第1項第3号に「単身児童扶養者に該当する場合には」とあるが、今までは離別や死別しか認められていなかった非課税措置が、未婚のひとり親等にも認められることとなるという理解でよいか。

答 児童扶養手当の支給を受けている児童と生計を一にする父または母のうち、婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者で政令で定める者が加えられたものであり、これにより所得制限はあるが、市民税の非課税措置が受けられることとなるものである。

○令和元年度行田市一般会計補正予算

問 文化財保護費に関し、民

間事業所の建て替えに伴う発掘とのことであるが、このような発掘を行うための規準及び目的は何か。

答 把握している埋蔵文化財包蔵地については、工事の届出の際チェックし、そこに遺跡が存在した場合は遺跡の発掘調査を行うこととなっている。基本的に中世以前のものが全て対象となり、近世のものに関しては重要なものが対象となる。なお、今回の発掘場所については、中世の遺跡であり、近世以降も忍城という本市の中心となった場所でもあり、非常に重要な遺跡と考えている。また、発掘調査後の出土品については整理を行い、国へ報告するとともに、博物館での展示等、公開していくこととなっている。

問 重要なものが発掘された場合、民間事業所の建て替えに影響はあるのか。

答 非常に重要なものが発見され、その場所を保存しなければならぬという場合は、

市、県等がその土地を買い上げ、保存するということがあるが、ここ40年の間、県内でこのような措置が取られたケースは1カ所だけである。

問 建て替え工事を遅れさせたくないという理由により、工事業者が発掘した遺物を隠匿した場合、罰則はあるのか。

答 当然、文化財保護法の中に罰則の規定が明記されており、若干ではあるが、罰金が科せられることとなる。なお、埋蔵文化財を保護せず工事を行った場合、原則、業者より始末書を提出させ、埼玉県の教育委員会へ報告を行っているところである。



発掘現場

建設環境 常任委員会

4 議案 可決

○行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

問 各処理施設に配置している技術管理者は市の職員か、管理受託業者の職員か。

答 受託業者の職員を配置することもあり得るが、本市では市の職員を配置している。

○行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

問 消費税等の増額に伴い、料金が引き上げになるが、その周知はどのように行うのか。

答 水道日より、市ホームページへの掲載のほか、窓口での説明や検針時にお知らせの文書を配布し、周知を行う。

○行田市下水道条例の一部を改正する条例

問 国において消費税率等を引き上げなかった場合には、本条例はどうなるのか。再度改正する必要が生じるのか。

答 消費税率等の引き上げがなされなかった場合には、本条例を廃止する条例の制定が必要になる。

○令和元年度行田市一般会計補正予算

問 プレミアム付商品券発行業務の委託先はどのように決

定するのか。

答 委託業務に個人情報を取り扱う業務が含まれるため、これに対応可能な業者を随意契約で選定する予定である。

問 プレミアム付商品券の交付対象となるゼロ歳から三歳未満の子どもとは、具体的にはいつからいつまでに生まれた子どもを指すのか。

答 2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子どものもので、該当の子どもがいる世帯に対し子ども的人数分を交付するのは地元企業を優先させることができるのか。

答 商品券の印刷は、偽造防止などの特殊な印刷技術が必要なことから、市内業者で対応可能か確認した上で、必要に応じて、印刷業務の発注を市内業者に限定する旨の条項を委託仕様書に盛り込むことなども検討したい。

問 市内郵便局に商品券販売引換手数料を支払うとのことだが、その詳細は。

答 商品券の引き換えについては、初めの一定期間は、委託業務の一環として、受託業